

26. 鋼船規則C編及びCS編における改正点の解説 (舵頭材及びピントルのベアリングクリアランス)

1. はじめに

2012年11月15日付一部改正により改正されている鋼船規則C編及びCS編中、舵頭材及びピントルのベアリングクリアランスに関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2012年11月15日から適用されている。

2. 改正の背景

IACSは、舵及び船尾材に関する要件を定めたIACS統一規則S10において、非金属材料を用いたベアリングのクリアランスの最小値を規定している。

しかし、非金属ベアリングの中には当該統一規則に規定するベアリングクリアランスの最小値よりも小さな間隙下でも有効に機能するものがある。

上記を考慮し、IACSは、ベアリング製造者の推奨する設計仕様に適合し、かつ十分な使用実績があることを書類で確認できることを条件に、規定される最小値よりも小さいクリアランスを認めることができる旨を当該統一規則に追加し、2012年3月にIACS統一規則S10 (Rev.3)として採択した。

このため、IACS統一規則S10 (Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則C編3.9.3及びCS編3.10.3において、非金属材料を用いたベアリングに対して、ベアリング製造者の推奨する設計仕様に適合し、かつ十分な使用実績があることを書類で確認できる場合、規定よりも小さいベアリングクリアランスとすることができ旨の規定を追加した。

なお、十分な使用実績については、既に承認された経験のあるベアリングを製作しているベアリング製造者が新しいベアリングを製作する場合は、既に承認されている類似のベアリングの使用実績を考慮することで差し支えなく、また、新規参入の製造者については、まずは規則に定める最小値である1.5mmより大きいクリアランスのみを認め、当該ベアリングについての十分な実績が得られた後、1.5mmよりも小さいクリアランスも認めるという取扱いとする。

27. 鋼船規則検査要領C編における改正点の解説 (独立型タンクを有するタンカーの交通及び点検用スペース)

1. はじめに

2012年6月15日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領C編中、独立型タンクを有するタンカーの交通及び点検用スペースに関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2012年12月15日以降に建造契約が行われる船舶に適用されている。

2. 改正の背景

鋼船規則C編35章では点検設備について規定している。しかしながら、独立型タンクを有するタンカー（アスファルトタンカー等）のホールドスペースに関し、ホールドスペースへの交通のための開口並びにホールドスペース内の交通及び点検のための間隙について、その最小値は明確に規定されていない。そのため、これまでは同様の用途である一体型タン

クを有する油タンカー及び独立型タンクを有する液化ガスばら積船の規定を準用し、個々のケースについて対応してきた。

そのため、独立型タンクを有するタンカーのホールドスペース内への交通のための開口並びにホールドスペース内の交通及び点検のための間隙に関する要件について、一体型タンクを有する油タンカーの固定点検設備、危険化学品ばら積船の開口寸法及び独立型タンクを有する液化ガスばら積船のホールドスペースに関する規定を参考に、当該要件を明確にすべく関連規定を改めた。なお、国際航海に従事しない日本籍船舶にあっては、貨物タンク周囲の最小寸法に関する規定も参考とし、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

(1) 鋼船規則検査要領C編C35.1.2-2., C35.1.3-3.及